

令和7年山形県教育委員会4月定例会

令和7年4月17日
県庁舎教育委員室

- 1 開 会 午後2時
- 2 会議録署名委員の指名
- 3 会期の決定
- 4 報 告
(1) 教育長職務代理者の指名について (教育政策課)
- 5 議 題
議第1号 博物館法に基づく博物館の登録について (生涯教育・学習振興課)
議第2号 令和7年度山形県教科用図書選定審議会委員の任命について (義務教育課)
- 6 閉 会

議第 1 号

博物館法に基づく博物館の登録について

博物館法（昭和 26 年法律第 285 号）第 11 条の規定により、次のとおり博物館の登録を行う。

- 1 登録年月日及び記号番号
令和 7 年 4 月 17 日
山形第 3 号
- 2 設置者の名称及び住所
山形県
山形市松波二丁目 8 番 1 号
- 3 名称
山形県立博物館
山形県立博物館教育資料館
- 4 所在地
山形市霞城町 1 番 8 号
山形市緑町 2 番 8 号

提 案 理 由

博物館法第 12 条の規定による博物館の登録申請があったので、提案するものである。

令和 7 年 4 月 17 日提出

山形県教育委員会

教育長 須 貝 英 彦

博物館法に基づく博物館の登録について

1 山形県立博物館の概要

山形県立博物館（本館）は、明治百年記念事業として、1971年（昭和46年）4月に開館。建物は、山下寿郎設計事務所による設計で、鉄筋コンクリート造地下1階、地上2階建て。

山形県立博物館教育資料館（分館）は、県の教学102周年を記念して、国指定重要文化財である旧山形県師範学校本館を解体復元し、1980年（昭和55年）10月に開館。

自然（地学・植物・動物）3部門と人文系（考古・歴史・民俗・教育）4部門の計7部門に関する資料を収集・保管し、調査研究、展示、教育普及活動を行っている。

また、常設展示のほか、企画展を開催する等、県民に広く親しまれる博物館となっている。

2 山形県博物館登録等審査会における審査の概要

（1）開催日

令和7年3月25日（火）

（2）構成員

会 長	山形県教育局生涯教育・学習振興課長	東海林 靖志
審査員	〃	生涯学習主査 秋葉 正任
審査員	〃	主事 石黒 海

（3）審査方法

博物館法及び山形県博物館登録審査基準に基づき、申請書類及び実地調査により審査

（4）審査結果（詳細は別紙参照）

博物館法第13条第1項各号に規定する博物館の登録要件のいずれにも該当すると認められるため、博物館の登録を行うことが適当であるとの結論に達した。

博物館登録の審査結果

申請者名 山形県

博物館名 山形県立博物館

博物館の登録要件（博物館法第13条第1項各号）		適否
1 設 置 者	次に掲げる要件のいずれにも該当する法人	—
	(1) 博物館を運営するために必要な経済的基礎を有すること。	—
	(2) 当該申請に係る博物館の運営を担当する役員が博物館を運営するために必要な知識又は経験を有すること。	—
	(3) 当該申請に係る博物館の運営を担当する役員が社会的信望を有すること。	—
	当該申請に係る博物館の設置者が、法第19条第1項の規定により登録を取り消され、その取消の日から2年を経過しない者でないこと。	○
2 博 物 館 資 料 に 関 す る 調 査 研 究 を 行 う 体 制	(1) 博物館資料の収集、保管及び展示（インターネットの利用その他の方法により博物館資料に係る電磁的記録を公開することを含む。）並びに博物館資料に関する調査研究の実施に関する基本的運営方針を策定し当該方針を公表するとともに、当該方針に基づき、相当の公益性をもつて博物館を運営する体制を整備していること。	○
	(2) (1)の基本的運営方針に基づく博物館資料の収集及び管理の方針を定め、当該方針に基づき、博物館資料を体系的に収集する体制を整備していること。	○
	(3) (2)に規定する博物館資料の収集及び管理の方針に基づき、所蔵する博物館資料の目録を作成し、当該博物館資料を適切に管理し、及び活用する体制を整備していること。	○
	(4) 一般公衆に対して、所蔵する博物館資料の展示（インターネットの利用その他の方法により博物館資料に係る電磁的記録を公開することを含む。）を行い、又は特定の主題に基づき、所蔵する博物館資料若しくは借用した博物館資料による展示を行う体制を整備していること。	○
	(5) 単独で又は他の博物館若しくは法第3条第1項第12号に掲げる学術若しくは文化に関する諸施設と共同で、博物館資料に関する調査研究を行い、その成果を活用する体制を整備していること。	○
	(6) 博物館資料を用いた学習機会の提供、利用者に対する博物館資料の説明その他の教育活動を行う体制を整備していること。	○
	(7) 法第7条に規定する研修その他の研修に職員が参加する機会が確保されていること。	○
3 他 の 職 員 の 配 置	(1) 2(1)の基本的運営方針に基づいて博物館の管理運営を行うことができる館長が置かれていること。	○
	(2) 学芸員が置かれていること。	○
	(3) 2(1)の基本的運営方針に基づく博物館の運営に必要な職員が置かれていること。	○
4 施 設 及 び 設 備	(1) 博物館資料の収集、保管及び展示（インターネットの利用その他の方法により博物館資料に係る電磁的記録を公開することを含む。）並びに博物館資料に関する調査研究を安定的かつ継続的に行うことができる施設及び設備が整備されていること。	○
	(2) 防災及び防犯のために必要な施設及び設備を有していること。	○
	(3) 博物館の規模及び展示内容に応じ、利用者の安全及び利便性の確保のために必要な配慮がなされていること。	○
	(4) 高齢者、障がい者、妊娠中の者、日本語を理解できない者その他博物館の利用に困難を有する者が博物館を円滑に利用するための配慮がなされていること。	○
5 開 館 日 数	1年を通じて150日以上開館すること。	○

別紙（学識経験者の意見書）

令和 7年 4月 1日

山形県教育委員会教育長 殿

東北歴史博物館長 阿子島 香

博物館の登録について（回答）

令和7年2月26日付け生学第482号により依頼のありましたこのことについての意見は下記1のとおりであり、当該施設を登録することは

- 適切と認めます。
- 下記2の条件を付して、適切と認めます。

記

1 意見

- ・山形県立博物館は、県の中核館として機能しており、現状において登録博物館として十分にふさわしい諸条件を満たしていると判断されることを、実地調査において確認した。
- ・施設および設備は、昭和46年の建設以来、約54年を経ており老朽化が目立つが、その中で随所に工夫を積み重ね、博物館の現代的機能を維持する方策が奏功している。将来的な新館建設計画において、維持管理、収蔵庫、社会的包摂、博物館DXなど、これまでの対策が有益な経験となるであろう。膨大な収蔵資料の電磁的記録の公開などで、積極的な取り組みが評価される。
- ・特に重要な取り組みとして、開館以来の一貫した「現物主義」が高く評価される。貴重な資料・標本を非常に多数収蔵してきた館の歴史を十分に活かして、重要な資料群の実物を、観覧者に親しく展示する方針は、今後とも堅持されることを希望する。近年の観覧者の水準高度化にも対応できる優れた方針と認められる。博物館DXを一層進めることで、相乗的な展示効果が得られるであろう。
- ・分館（教育資料館）は、重要文化財の施設を活用した、実物資料の展示が、時代感・臨場感をもたらす優れた施設と判断される。今後、デジタル展示などを付加することにより、前項と同様の相乗効果をもたらすことを期待したい。

以上